

藤沢市スポーツ振興基金条例の一部改正について
藤沢市スポーツ振興基金条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例
藤沢市スポーツ振興基金条例（平成21年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民のスポーツ活動に対する奨励，支援及び顕彰のため」を「第1条に掲げる目的」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする市民又は市内の競技者の育成，生涯スポーツの推進，スポーツの普及啓発その他スポーツ活動の振興に向けた市民の寄付，協働等の取組に資するため，スポーツ振興基金の処分の目的を拡大する必要による。